

安倍元総理の「将来の世代には十字架を背負わせたくない」という政治家としての崇高な理念が、性奴隷も強制連行も認めたものではないという「河野談話の本質」を反映した 2015 年の日韓慰安婦合意を導きました。

しかし、世界中に建てられてしまった慰安婦像の碑（いしぶみ）には「日本軍は少女や女性を強制連行して性奴隷にした」と書かれています。その根拠とされるものは「河野談話」しかありません。

平成 25 年 6 月 26 日付で決議された“日本軍「慰安婦」問題への誠実な対応を求める請願”並びに、これを基にして政府に出された意見書は海外に建つ慰安婦像の碑文同様に、河野談話の解釈を誤っています。したがって無効とする決議を求めます。（文中では平成 25 年を 2013 年と記載します）

本年の文芸春秋 1 月号に掲載された、政治外交ジャーナリストの岩田明子氏による「安倍晋三秘録」に、2015 年 12 月の日韓慰安婦合意に至る過程についての記述があります。以下に要約します。

日韓慰安婦合意を表明するにあたり韓国側は「法的責任」の文言を入れることを主張。両国の間で鏝迫り合いが続いた。10 月 20 日夜の電話で安倍首相は（岩田氏に）次のように語った。

「事務方からは、「慰安婦問題で韓国の譲歩を引き出すために「法的責任」を認めてはどうか」という提案も出たが、後世に禍根を残すことは出来ない、将来の世代には十字架を背負わせたくない、日本が正しい主張をしたことで首脳会談ができなくなるならそれでも構わない」と、この問題は膠着状態が続き中々解決の兆しが見えなかった。

最終的に「法的」や「道義的」などの文言は付けずに「日本政府は責任を痛感している」との表現で解決を図った。安倍は当時の外務大臣だった岸田を韓国に派遣し、尹炳世外交部長官との共同記者会見で日韓慰安婦合意を発表した。

この岩田氏の日韓慰安婦合意に至る過程に出てくる「法的責任」とは「強制連行説」を認めるということです。したがって、日韓慰安婦合意には性奴隷や強制連行に関わる文言は一切使われていません。

日韓慰安婦合意の前年の 2014 年 6 月 20 日、内閣官房と外務省を事務局とするチームから「慰安婦問題を巡る日韓間のやりとりの経緯」が出され、河野談話が旧日本軍の組織的な強制連行を認めたものではないことが明らかとなった経緯を踏まえれば、安倍元総理の判断は正しいものであり韓国側もそれを受け入れざるを得なかったのです。

ところが 2013 年 6 月 26 日に島根県議会が採択された「日本軍「慰安婦」問題への誠実な対応を求める請願」には「政府は 1993 年「河野談話」によって「慰安婦」への政府の関与と強制連行を認めて韓国に謝罪」とあります。

この請願書を基に作成し政府に提出された意見書も「強制連行説を認めた前提」で作られています。

昨年委員会においても、事実と反する当該意見書などを撤回されない理由は以下のようなものしかありません。「島根県議会の意見書は、女性の人権、人間の尊厳に関わる問題として、河野談話に基づく誠意ある対応を求めて決議したものであります。」

この主張は最も肝要な「軍による組織的な慰安婦強制連行の有無」という論点から逃げているものです。

それは「事実に基づく歴史認識」ではなく、「偽証に基づく歴史認識」を「人類の普遍的な女性・人権問題」という表層的な言葉で糊塗して「慰安婦強制連行説」を認めようとするものです。

またこの論理は、国際社会において「竹島問題」と「慰安婦問題」を一体化させ竹島問題の封印を謀ろうとしている韓国側の論理と一致するものです。

2013 年当時は「河野談話が強制連行を認めたもの」といった解釈が国内世論においても払拭された状況ではありませんでした。しかし 2014 年の「慰安婦問題を巡る日韓間のやりとりの経緯」と朝日新聞の訂正記事によって「慰安婦強制連行説」は虚構であったことが明確となりました。それを現在においても尚、「強制連行を認めたもの」とする前提の当該意見書を撤回されずに「河野談話に基づくもの」といった主張は明らかな間違いであり、政府の解釈とは異なるものです。

下條正男教授は「慰安婦強制連行説」を「偽証を根拠にしたもの」としておられます。 (※添付資料 1)

令和 2 年 2 月の定例会に提出した請願書には、慰安婦像設置推進派であるグレンデール市議員に「日本の多くの地方議会も慰安婦決議案を採択している」と、慰安婦像設置を合理化する理由のひとつとして、島根県をも含めた日本の地方自治体の意見書を持ち出されたことを記しました。

その慰安婦像に設置された碑に書かれている「sexual slavery 性奴隷」は米国人にとって「rape 強姦」とは次元の違う卑劣で悪質なものと解釈され、同時に島根県議会の決議がそれを事実として認めていると認識されているのです。

その碑には「アメリカの下院決議 121 号が採択されたことを祝して」という一文も入っています。(※添付資料 2) このままでは「奴隷」よりも卑劣な「性奴隷」という言葉が、日本人にのみ向けられる言葉として定着するのです。「女性の人権、人間の尊厳に関わる問題として、河野談話に基づく誠意ある対応を求めて決議したものであります。」などといった話とは全く意味も次元も違うことを、強く訴えます。

安倍元総理の政治家としての偽りのない真心が「慰安婦問題を巡る日韓間のやりとりの経緯」や朝日新聞の謝罪記事につながり、「性奴隷や慰安婦強制連行を認めたものでない日韓慰安婦合意」に至らしめた厳然たる事実を、私たちは改めて認識しなければなりません。

今こそ日韓共に、そして島根県議会も 2015 年の「日韓慰安婦合意の理念」に立ち至るべきなのです。

今年には河野談話が出されてから 30 年となります。

安倍元総理の「将来の世代には十字架を背負わせたくない」という政治家としての最も崇高な理念を無駄にしないためにも、平成 25 年 6 月 26 日付で決議された“日本軍「慰安婦」問題への誠実な対応を求める請願”並びに、これを基にして政府に出された意見書を無効とする決議を求めます。

(※添付資料 1) 致知出版社 (2022 年 2 月 20 日)

竹島が不法占拠され続ける理由 「竹島問題研究会」座長・下條正男 より一部抜粋

韓国側の研究は自分たちの都合で歴史を曲解するか、不都合な真実には取って触れないということでした。

例えば韓国側が竹島を韓国領とした英雄とする安龍福の供述です。安龍福は 17 世紀末、鳥取藩に密航して、鳥取藩主と交渉して鬱陵島と竹島を韓国領にしたと証言していたのです。しかし、当時の文献を読むと、安龍福は鳥取藩主と交渉することもなく、江戸幕府の命令で鳥取藩によって追放されていました。安龍福の証言は偽証だったのです。

これは偽証を根拠に、日本批判をする慰安婦問題や徴用工訴訟とも同じ構造です。最初、「日本人を相手にしていたのでは自尊心が許さない」から始まった慰安婦問題も、今では日本によって強制的に連れ去られた「性奴隷」となり、自由意思で日本に渡った募集工が、「徴用令」で連れていかれた徴用工になっています。この事実は韓国の大法院が下した判決文を読めば容易に分かることです。

(※添付資料 2)

米国下院「慰安婦」決議 (2007.7.30 可決) の一部を抜粋 (令和 2 年 2 月定例会提出)

日本政府による強制軍事売春たる「慰安婦」制度は、その残酷さと規模において前例のないものであるとされ、集団強かん、強制中絶、屈従、そして身体切除、死、結果的自殺に至った性暴力を含む、20 世紀でも最大の人身取引事件の一つであり (以下省略します)

2月27日28日で開催された常任委員会の総務委員会において、請願に対する審議は以下のものでした。

坪内副委員長

日本軍の慰安婦問題についてはですね、日本政府は河野談話の見直しなどは考えてはいないということであり、また島根県議会の意見書は女性の人権人間の尊厳に関わる問題として、河野談話に基づく我が国の誠意ある対応を求めて決議したものであることから、河野談話が踏襲される以上は無効とする必要はないものと考えます。よって私はこの請願については不採択とすべきと考えます。

この意見が出たのみで、反対多数で不採択となりました。